

議案第37号

木津川市都市公園条例の一部改正について

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月5日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

旧小谷児童館跡地を都市公園として整備し供用するに当たり、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西大間田公園の項の次に次のように加える。

小谷公園	街区公園	木津川市加茂町北岡田ノ庄32番地1 外
------	------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参考資料（議案第37号）

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則（略）

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田40番地21
<u>小谷公園</u>	<u>街区公園</u>	<u>木津川市加茂町北岡田ノ庄32番地1外</u>
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷1番地
(略)	(略)	(略)

別表第2・別表第3（略）

（旧）

本則（略）

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田40番地21
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷1番地
(略)	(略)	(略)

別表第2・別表第3（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第37号 木津川市都市公園条例の一部改正について	
担 当 課	管理課 用地係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	旧小谷児童館跡地を市民の憩いの場なる公園として整備するに 当たり、適正な管理ができるよう都市公園に位置付けるものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整会議 (平成30年1月24日)</li> <li>・政策会議 (平成30年1月31日)</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	15 自然・環境
	施 策	② 環境美化 ウ. 公園、緑地などの整備・維持管理
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 (令和2年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (    年度) 45,710千円	
将来にわたる効果及び 経費の状況	当該施設を都市公園に位置付けることにより、適正管理を図る ものです。	